

I 行政評価の概要

1 はじめに

本市における行政評価については、新名寄市総合計画（平成 19～28 年度）や名寄市自治基本条例において、効果的かつ効率的な行政運営や行政の透明性の確保など、市民主体のまちづくりを推進するために必要なシステムとして位置付けされています。

このことから、合併後の平成 20 年度に旧名寄市の行政評価システムにより事務事業評価を実施しており、平成 22 年度には行政評価システムの見直しを行い、事務事業評価調書の改定、名寄市総合計画推進市民委員会による外部評価の実施のほか、新たに、総合計画の基本事業を対象とした施策評価の試行に取り組み、平成 23 年度は評価対象施策及び事務事業数の拡大のほか、評価対象施策については名寄市総合計画推進市民委員会に選定いただきました。平成 24 年度は平成 22 年度及び平成 23 年度の評価で改善等が必要とされた施策及び事務事業の再評価を行いました。

本年度は総合計画後期計画の初年度となる平成 24 年度の施策及び事務事業について、委員の選考により評価を実施しました。

2 目的

社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズなどを踏まえ、市が実施する施策や事務事業について、その成果や目標の達成度を評価し、評価結果に基づく事務事業等の改善・見直しを通じ、効果的で効率的な行政サービスの提供と市政における透明性の確保、市民への説明責任の遂行を図るとともに、市職員の意識改革などを目的としています。

3 経過

開催月日	会議名及び内容等
4 月 30 日	庁議／ワーキンググループ構成選出依頼
5 月 23 日	第 1 回ワーキンググループ会議／実施方法・評価調書の検討
5 月 24 日	総合計画推進市民委員会役員会／実施方法・評価調書の確認
6 月 7 日	総合計画推進市民委員の選考による評価施策の決定
6 月 10 日	評価調書作成依頼(1 次評価の実施)
7 月 18 日	第 2 回ワーキンググループ会議／評価結果の検討
7 月 19 日	第 1 回総合計画推進市民委員会／外部評価
7 月 22 日	第 3 回ワーキンググループ会議／評価結果の検討
8 月 1 日	行政評価検討会議／2 次評価の実施

4 施策評価の概要

(1) 評価対象施策

評価対象施策は、総合計画における基本事業とし、名寄市総合計画推進市民委員会により、34 施策を選定し、評価対象施策としました。

(2) 評価基準

施策評価調書を用い、施策の成果目標、又は施策実現に向け取り組んだ事務事業の実績、成果等により、各施策の達成度について次の4段階で評価を行いました。

- A 計画目標に向けて順調に推移
- B 計画目標に向けて概ね順調
- C 計画目標に向けて進捗はやや遅れている
- D 計画目標に向けて進捗は遅れている

なお、外部評価及び2次評価については、1次評価に対するコメントとしてまとめ、必要に応じて2次評価で改めて評価を行っています。

(3) 評価方法

ア 1次評価

施策の担当部局が、施策評価調書を用い自己評価を行いました（4段階評価及びコメントによる評価）。

イ 外部評価

名寄市総合計画推進市民委員会が、1次評価の対象となった34 施策から18 施策を抽出し、外部評価を行いました（コメントによる評価）。

ウ 2次評価

行政評価検討会議が、1次評価、ワーキンググループのコメント及び外部評価をもとに、最終評価となる2次評価を行いました（コメントによる評価、必要に応じて改めて4段階評価を実施）。

(4) 評価結果

【表－1】 施策評価の結果

区分	1次評価	外部評価	2次評価
評価対象施策数	34 施策	34 施策	34 施策
うちA評価	22 施策	※1次評価に対するコメントとした。 なお、コメントの内容は、施策評価調書にそれぞれ記載。 ※2次評価において、B評価のうち、3事業がA評価とされた。	
うちB評価	12 施策		
うちC評価			
うちD評価			

5 事務事業評価の概要

(1) 評価対象事務事業

評価対象事務事業は、次のア及びイのいずれかに該当する事務事業としました。

ア 施策評価の対象となった 34 施策の実現に向け、平成 24 年度に実施した全ての事務事業。ただし、次の (i) から (vi) のいずれかに該当する場合は、施策評価に必要な実績等の把握に止め、(2) 評価基準の対象から除外しています。

- (i) 法律等により義務付けのある事務事業
- (ii) 国、道の制度により実施している事務事業
- (iii) 維持補修的な事務事業
- (iv) 評価時点で廃止されている事務事業
- (v) その他（行財政改革などで方向性が示されている事務事業）

イ その他の事務事業（その他、評価が必要と考えられる事務事業）

【表－2】 評価対象事務事業

評価対象事務事業	評価基準の対象外とした事務事業
ア 施策評価に関連する事務事業 6 8 事業	(i) 法律等により義務付け 2 事業 (ii) 国、道の制度 1 事業 (iii) 維持補修的な事務事業 1 4 事業 (iv) 廃止されている事務事業 0 事業 (v) その他 0 事業
イ その他の事務事業 0 事業	
計 6 1 事業	計 1 7 事業

(2) 評価基準

事務事業評価調書を用い、事務事業の実績、成果等に基づき、次の 4 段階で評価を行いました。

- A 現状のまま継続
- B 進め方を改善
- C 規模・内容を見直し
- D 抜本的な見直し（廃止・縮小）

(3) 評価方法

ア 1 次評価

事務事業の担当部局が、事務事業評価調書を用い自己評価を行いました。

イ 外部評価

名寄市総合計画推進市民委員会が、1 次評価の対象となった 44 事業から 33 事

業を抽出し、外部評価を行いました。

ウ 2次評価

行政評価検討会議が、1次評価、ワーキンググループのコメント及び外部評価をもとに、最終評価となる2次評価を行いました。

(4) 評価結果

事務事業評価の結果については表－3のとおりです。

【表－3】 事務事業評価の結果

区 分	1次評価	外部評価	2次評価
評価対象事務事業数	44事業	33事業	44事業
A評価	41事業	32事業	41事業
B評価	3事業		3事業
C評価			
D評価		1事業	
計	44事業	33事業	44事業

----- 参 考 -----

- ワーキンググループ … 総務部、市民部、健康福祉部、経済部、建設水道部、教育部から各2名、市立大学、市立総合病院から各1名、計14名の係長職で構成。
- 行政評価検討会議 … 副市長、教育長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、経済部長、建設水道部長、教育部長、市立総合病院事務部長、市立大学事務局長で構成し、名寄庁舎担当副市長が座長。
- 名寄市総合計画推進市民委員会…名寄市総合計画推進市民委員会条例により設置する委員会。有識者及び市民公募による20名の委員で構成。